特別区設置協定書（案）の訂正内容

資料１

■五　特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整（法第５条第１項第６号関係）２．（一）

○地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）の再改正を受け、「法人事業税交付金相当額」にかかる根拠規定を訂正するもの

■別表１－３　中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務

　○土壌汚染対策法及び同施行規則に基づく事務について、「条項ごとの事務」の記載内容の表現を改めるもの

※「新旧対照表」は別添のとおり